鳴門教育大学学位規程

平成16年 4月 1日 規程第 51 号 改正 平成17年3月14日規程第15号 平成19年3月23日規程第30号 平成20年3月26日規程第70号 平成21年2月27日規程第 4号 平成24年2月22日規程第 1号 平成24年3月19日規程第30号 平成27年2月27日規程第 3号 平成31年2月27日規程第 3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項並びに国立 大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第55条 第2項及び第75条の規定に基づき、鳴門教育大学(以下「本学」という。)が行う学 位の授与に関し、必要な事項を定める。

第2章 学位の種類及び授与要件等

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び教職修士とする。

(学位授与の要件)

- 第3条 本学学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。
- 2 本学大学院の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 3 本学大学院の専門職学位課程を修了した者には、教職修士の学位を授与する。 (専攻分野の名称)
- 第4条 学士及び修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「教育学」 と付記するものとする。
- 2 教職修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「専門職」と付記するものとする。

第3章 修士の学位論文の提出及び審査方法等

(修士の学位論文の提出)

- 第5条 修士の学位論文の審査を受けようとするときは、学校教育研究科長(以下「研究 科長」という。)に学位論文を提出しなければならない。
- 2 提出する修士の学位論文は、1編に限る。ただし、参考論文その他の資料を添付することができる。

(受理論文)

第6条 受理した修士の学位論文は、返還しない。ただし、審査終了後の学位論文で、教授会が別に定めるものについては、この限りでない。

(審査の付託)

- 第7条 研究科長は、修士の学位論文を受理したときは、その審査を教授会に付託する。 (論文審査委員会)
- 第8条 教授会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該学位論文ごとに論文審 査委員会を設置し、その審査及び試験を行わせるものとする。
- 2 論文審査委員会は、研究指導教員(当該学位論文作成等に関して、直接指導に当たった教授、准教授、講師又は助教をいう。以下同じ。)を含む大学院担当の教員3人以上 (教授1人以上を含む。)の審査委員をもって組織するものとする。
- 3 論文審査委員会に主査1人及び副査2人以上を置く。主査は審査委員のうち当該学位 論文に密接に関連する教授をもって充て、副査はその他の審査委員をもって充てるもの とする。
- 4 論文審査委員会は、修士の学位論文の審査のため必要があるときは、当該学位論文に 関係する資料の提出を求めることができる。
- 5 論文審査委員会が当該学位論文の審査に当たり、必要があると認めたときは教授会の 議を経て、審査協力者として他の大学院その他の研究機関等の教員の協力を得ることが できる。

(試験)

第9条 試験は、当該学位論文を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、論文審査委員会が必要と認めるときは、他の試験方法を併用することができる。

(審査及び試験の実施)

第10条 論文審査委員会における審査及び試験の実施については、当該委員会が定めて 行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 論文審査委員会は、修士の学位論文の審査及び試験が終了したときは、その結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議)

- 第12条 教授会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の可否を審議する。
- 2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の過半数の者が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

(学長への報告)

第13条 教授会は、前条の修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やか に学長に報告しなければならない。

第4章 教職修士における学修成果の総括的評価等

(教職修士の最終成果報告書の提出)

第14条 教職修士における学修成果の総括的評価を受けようとするときは、研究科長に 最終成果報告書を提出しなければならない。

(受理報告書)

第15条 受理した最終成果報告書は、返還しない。ただし、審査終了後の最終成果報告書で、教授会が別に定めるものについては、この限りでない。

(評価の付託)

- 第16条 研究科長は、最終成果報告書を受理したときは、その審査を教授会に付託する。 (学修評価判定委員会)
- 第17条 教授会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該最終成果報告書ごと に学修評価判定委員会を設置し、その評価及びプレゼンテーションを行わせるものとす る。
- 2 学修評価判定委員会は,直接指導に当たった実習担当教員を含む教職大学院専任教員 3人以上の評価委員をもって組織するものとする。
- 3 学修評価判定委員会が、当該最終成果報告書の評価に当たり、必要があると認めたと きは教授会の議を経て、評価協力者として教育委員会等の関係者の協力を得ることがで きる。

(プレゼンテーション)

第18条 プレゼンテーションは、当該最終成果報告書を中心として、口述により行うものとする。

(評価及びプレゼンテーションの実施)

第19条 学修評価判定委員会における評価及びプレゼンテーションの実施については、 当該委員会が定めて行うものとする。

(評価結果の報告)

- 第20条 学修評価判定委員会は、報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したとき は、その結果を教授会に報告しなければならない。
- 第21条 削除

(教授会の審議)

- 第22条 教授会は、第20条の報告に基づき、教職修士の学位授与の可否を審議する。
- 2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の過半数の者が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

(学長への報告)

第23条 教授会は、前条の教職修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速 やかに学長に報告しなければならない。

第5章 学位の授与等

(学位記等の交付)

第24条 学長は、第3条に規定する要件を満たした者に学位を授与し、学部を卒業した者にあっては、学位記(別記様式第1号)を、大学院の修士課程を修了した者にあっては、学位記(別記様式第2号)を、大学院の専門職学位課程を修了した者にあっては、学位記(別記様式第3号)を交付する。

(修士及び教職修士の学位の取消し)

- 第25条 学長は、修士及び教職修士の学位を授与された者が次の各号の一に該当すると きは、教授会の意見を聴いて、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、 その旨を公表するものとする。
 - (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為を行ったとき。
- 2 前項に規定する学位の授与の取消しの公表は、学内に掲示して行う。

3 第12条第2項及び第22条第2項の規定は、教授会において第1項の議決を行う場合に準用する。この場合において、第12条第2項中「前項の学位授与」とあるのは、「修士の学位授与の取消し」と、第22条第2項中「前項の学位授与」とあるのは、「教職修士の学位授与の取消し」と読み替えるものとする。

第6章 雜則

(学位名称の使用)

第26条 学位を授与された者は、当該学位の名称を使用するときは、「鳴門教育大学」 と付記しなければならない。

(細目)

- 第27条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 - この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成24年2月22日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

学第 号

学 位 記

本籍(都道府県名) 氏名

年 月 日生

本学学校教育学部

所 定 の 課 程

を修めて卒業したことを認め学士

(教育学) の学位を授与する

令和 年 月 日

鳴門教育大学長

印

備考 規格は、A4判とする。

修第 号

学 位 記

本籍(都道府県名) 氏名

年 月 日生

本学大学院学校教育研究科
攻の修士課程を修了したので修士
(教育学)の学位を授与する
令和年月日

鳴門教育大学長

印

備考 規格は、A4判とする。

教職修第 号

学 位 記

本籍(都道府県名) 氏名

年 月 日生

本学大学院学校教育研究科高度学校教育実践 専攻の専門職学位課程を修了したので 教職修士(専門職)の学位を授与する 令和年月日

鳴門教育大学長

印

備考 規格は、A4判とする。